

● 車両系建設機械等の用途外使用の禁止について

『こんなドラグショベルの使い方していませんか?』



出典:厚生労働省ホームページ (職場のあんぜんサイト(mhlw.go.jp))

上に挙げたイラストは全て用途外使用に関する災害事例のイラストです。

車両系建設機械は**原則として主たる用途以外で使用することは禁止**されています。

本来の用途と異なる使い方をした場合には、本来の設計上は予定していない負荷が機体にかかり転倒や破損の原因となるだけでなく、操作者からの視野範囲も変わり死角が生まれることで、周囲の作業員へのアームや荷の接触・激突のリスクが格段に高くなります。このため、便利だからといって、車両系建設機械を荷の上げ下ろし、荷の移動に安易に使用することはNGです。

これから現場作業は繁忙期を迎えますが用途に応じた適切な重機の使用を行ってください。

(参考)ドラグショベルで例外的に荷のつり上げを行うことができるケース

- (その1) ①作業の性質上やむを得ない 又は 安全な作業の遂行上必要なとき
② ①の場合であって、バケット等の作業装置に十分な強度及び外れ止め等の安全装置がついたフック、シャックル等のつり上げ用の器具を使用する場合



ここがポイント! 『作業の性質上やむを得ない時とは?』

⇒ 車両系建設機械を用いる掘削作業の一環として、一時的に土止め用矢板、ヒューム管等のつり上げを行う場合、作業が狭いために移動式クレーンは搬入して作業することが困難な場合(作業上の危険を生ずる場合)を言います。

『移動式クレーンが準備できなかったから...』、『ほんの少し動かすだけだから...』、これらはいずれも用途外使用が認められる事由には該当しないので、例外的使用はNG(法違反)です。

- (その2) クレーン機能のついたドラグショベルを使用する場合

クレーン機能付きのドラグショベルについては、クレーン機能を有効にさせた状態では、移動式クレーン(安衛令第1条第8号)に該当する機械となりますので、一般的な移動式クレーンと同様に荷のつり上げに使用することができます。ただし、移動式クレーンや玉掛の作業資格は必要です。



ここがポイント! 『クレーンモードに切り替えずに使用した場合には用途外使用に!』

⇒ 最近建設工事現場を回っていると、せっかく移動式クレーン機能の付いた機体を持ち込んでいるのにクレーンモードに切り替えずに荷吊りに使用している残念な状況を目にします。せっかく移動式クレーン機能がついていても、きちんとモード切り替えをしないと、過負荷制限装置などの安全装置も機能せずただのドラグショベルのままなので、その状態で荷のつり上げを行うと用途外使用(法違反)となります。

● 屋外作業時には蜂やマムシにご用心！



例年7月から10月にかけて蜂の活動が活発となる時期となります。

屋外（特に山林部やその付近）で作業を行う際には、蜂刺されにご用心いただくとともに、蜂の生態や緊急時の応急処置について、現場入場前に改めて確認をお願いします。

また、マムシは8月～10月にかけて産卵期を迎えるため、特にこの時期には不用意に草むらに踏み込んだ際に咬まれるケースが多くなるようです。

蜂、マムシのいずれにしても業務中に受傷した場合には労災となる可能性があります。

該当箇所での作業がある場合には、季節特有の安全対策事項として万全の取組をお願いします。

●蜂刺され対策の詳細や災害事例については、[林業・木材製造業災害防止協会のHP \(rinsaibou.or.jp\)](http://rinsaibou.or.jp) から確認することができます。

⇒



● 雇入れ時の措置についてのチラシを作成しました！



労働者を雇い入れた際には、①労働条件通知書の交付、②雇入れ時健康診断、③雇入れ時教育などを実施しなければなりません。その確実な履行を促すための出雲署独自の啓発チラシを作成しました。

雇入れの時期や頻度は会社それぞれかと思いますが、新しいチラシの内容をご確認いただき、その時々々の雇用機会において漏れのない対応を進めていただくようお願いいたします。

★新しいチラシ「雇入れ時の三箇条」はこちらから入手できます！ ⇒



● 今月の安全衛生委員会の小ネタ



☆高年齢労働者の安全と健康確保対策について☆

職場内で活躍されているご年配の労働者への安全・結構確保のための対策はお済みですか？

厚生労働省では令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定し、60歳以上の労働者の方への身体機能に応じた①職場環境の改善や、②健康状態・体力の状況の把握とその結果に応じた対応、③高年齢労働者に対する安全衛生教育の実施 などの取組を行っていただくよう事業者へ呼びかけています。

労働力人口における高年齢労働者の比率は年々増加しており、今後様々な分野で高年齢労働者の就業機会が増えることが予想されますが、現に高年齢労働者が在籍しておられる事業場だけでなく、今後そういった属性の労働者の就労が予想される事業場においても早めの取組実施をご検討ください。



★エイジフレンドリーガイドラインの詳細はこちらをチェック！→



← ☆エイジフレンドリー補助金についてはこちらをチェック！

編集後記

気候も良くなってきたのでお休みの日には山歩きをしています。

今クールの朝の連続テレビ小説では植物がクローズアップされていることもあり、その影響でつつい変わった草花があると近くまで寄って見てしまいますが、茂みの中は意外と危険がいっぱいで、↑に記載した蜂やヘビ以外にも、熊やイノシシ、マダニ、アブ、漆など色々と注意が必要です。

これらの様々な危険がある中で、日頃から屋外や山林でお仕事をされている方には本当に頭が下がりますが、どうぞ皆さま、お怪我や体調を崩すことのないようこの夏を乗り切ってください！